

人事院公示第 1 5 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、平成 6 年人事院公示第 1 4 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 3 年 1 2 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 (略)	一 (略)
二 人事院規則 1 5—1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）に規定する次に掲げる事項	二 人事院規則 1 5—1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）に規定する次に掲げる事項
(1)～(13) (略)	(1)～(13) (略)
(14) <u>第 2 2 条第 1 項第 5 号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。	(14) <u>第 2 2 条第 1 項第 5 号又は第 9 号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。
(14の2) <u>第 2 2 条第 1 項第 5 号の 2 の規定に基づき、人事院が定めることとされている不</u>	(新設)

妊治療について定めること。

(14の3) 第22条第1項第9号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

(14の4) (略)

(15)～(20) (略)

三 人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に規定する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(6) 第4条第1項第9号の規定に基づき、人事院が定めることとされている不妊治療及び時間について定めること。

(7) 第4条第1項第12号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び時間について定めること。

(8) 第4条第1項第13号の規定に基づき、人事院が定めることとされている時間について定めること。

(9) 第4条第2項第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話及び時間

(新設)

(14の2) (略)

(15)～(20) (略)

三 人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に規定する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(6) 第4条第2項第4号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話及び時間

について定めること。

(10) 第4条第2項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、時間及び者について定めること。

(11) 第4条第2項第4号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(12) 第4条第2項第9号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

(13)・(14) (略)

3・4 (略)

について定めること。

(7) 第4条第2項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、時間及び者について定めること。

(8) 第4条第2項第6号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(9) 第4条第2項第11号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

(10)・(11) (略)

3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和4年1月1日から効力を発生する。